

指定訪問看護事業運営規定

(訪問看護ステーションけいじん)

【事業の目的】

第1条 医療法人敬仁会が開設する指定訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

【運営の方針】

- 第2条 訪問看護の提供にあたり、ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復、自立の可能性を最大限に引き出し、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

【事業の名称等】

第3条 医療法人敬仁会八代敬仁病院(以下「敬仁病院」という。)に指定訪問看護事業を行う事業所を設置しその名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーションけいじん
- (2) 所在地：熊本県八代市海士江町 2817 番地

【職員】

第4条 ステーションに、次の職員を置く。

(1) 管理者

(2) 看護職員 ※常勤換算 2.5名以上

訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

(3) その他の職員 事務職員 若干名

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 若干名

訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

2 看護師は看護協会等が開催した講習会を修了した者、または同等な知識を有すると、八代敬仁病院
院長が認めた者。

3 必要時薬剤師・栄養士の訪問も行う。

【営業日及び営業時間】

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする

但し、国民の休日、夏季休暇（8月15日）、年末年始(12月31日から1月3日)を休日とする

(2) 営業時間：平日は8時20分から17時20分まで、土曜日は8時20分から12時20分までとする

(3) 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡、緊急時訪問対応が可能な体制を整備する

【訪問看護の内容】

第6条 訪問看護は利用者の主治医の指示に基づいて、主治医がステーションに交付した指示書と居宅（介護予防）サービス計画書や施行規則に規定する計画書等に沿った訪問看護を提供しなければならない。

- 2 指定訪問看護を開始するにあたり、利用者又はその家族に対し、運営規定の概要や重要事項等の利用者のサービス選択に資する必要な説明と文書の交付を行い、利用者又は家族の同意を得なければならない。
- 3 利用者ごとに訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成、説明同意と交付を行い、定期的に主治医へ提出しなければならない。また、当該居宅（介護予防）サービス計画書を作成した居宅介護支援事業者等から求めがあった際には提供に協力するよう努めなければならない。
- 4 訪問看護は次のサービスを提供するものとする。
 - (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の保持、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
 - (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
 - (3) リハビリテーションに関すること
 - (4) 認知症ケアに関すること
 - (5) 家族の支援に関すること
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

【利用料、その他の費用の額】

- 第7条 ステーションは、介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額を各利用者割合に応じて利用者から受けるものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。また、利用料及び交通費の徴収に際して、文書による同意を得るものとする。
 - 3 利用者より利用料の支払いを受けた場合は、当該利用料の額等を記載した請求書兼領収書を発行

する。

- 4 次条に定める通常の実施地域を超えて行う場合、交通費は通常の実施地域を超えた地点から1 kmにつき30円を徴収することができるものとする。

【通常業務を実施する地域】

第8条 ステーションが通常業務を行う地域は、八代市(泉町は除く)・氷川町とする。

【緊急時の対応】

- 第9条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに主治医及び管理者に報告しなければならない。

【秘密の保持】

- 第10条 ステーションの職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を漏らすてはならない。
- 2 職員でなくなった場合も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を漏らしてはならない。

【苦情処理】

- 第11条 ステーションは、利用者及びその家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

【安全管理対策】

第12条 ステーションはサービスの提供に際し、利用者の心身の機能を把握し、安全・安楽に充分注意しながら行う。

- 2 サービス提供により、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。事故の状況及び事故に際して執った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事故防止・感染予防のための委員会の結果周知及び従業者に対する研修を定期的に行う。

【感染症や非常災害対策】

第13条 ステーションは、感染症や非常災害に備えて、八代敬仁病院事業継続計画等を準用し、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための事業継続計画を策定して、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症予防対策マニュアルや災害対策マニュアルを活用し、従業員へ周知徹底
- (2) 感染症の予防およびまん延の防止対策を検討するための委員会の設置や結果の周知、感染症予防等のための指針の整備の実施
- (3) 感染症や災害に係る事業継続計画に従い、定期的な研修や訓練の実施

【虐待の防止のための措置に関する事項】

第14条 ステーションは、利用者の人権擁護・虐待等の防止のための担当者を置き、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止対策を検討する委員会の設置や、従業員に対する結果の周知、研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、確実な再発防止策を講じるとともに関係機関への相談もしくは速やかに市町村に通報するものとする。

【身体拘束等の適正化に関する事項】

第15条 ステーションは、身体拘束等の適正化を図り、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない
- (3) 身体拘束適正化のため、虐待防止対策を検討する委員会と統合した委員会の設置と従業員への結果周知、研修の実施

【訪問看護の中止又は終了】

第16条 次の状況にある場合は、訪問看護を中止又は終了とする。

- (1) 利用者が入院治療を必要とする時
- (2) 訪問看護師に対して暴言暴行脅迫等の非行があったとき、又はその恐れがある時
- (3) 訪問看護の対象でなくなった時
- (4) その他利用者の責により、訪問看護を行うのに支障があると認められるに至った時

【その他運営についての留意事項】

第17条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るために次に掲げる研修の機会を

設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 業務研修 年2回

2 職場におけるハラスメント防止に向けた指針の作成、相談体制を構築し、ハラスメント対策を実施する。

3 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は医療法人敬仁会とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成12年4月1日から施行する。

・平成17年 4月1日 本規定一部改定

・平成18年 4月1日 本規定一部改定

・平成19年 10月1日 本規定一部改定

・平成20年 4月1日 本規定一部改定

・平成25年 9月1日 本規定一部改定

・平成27年 8月1日 本規定一部改定

・平成27年 4月1日 本規定一部改定

・令和 5年 9月1日 本規定一部改定

・令和 5年 12月5日 本規定一部改定

・令和 6年 4月1日 本規定一部改定